

平成23年8月4日(木)

熊谷支部・例会時研修

金融ビックバンから13年

本気モードとなった金融機関のビジネスについて
～保険ビジネス・相続ビジネスにおける士業への影響

ファイナンシャルプランナー 荻野嘉彦

日本版金融ビッグバン

①金融ビッグバンとは

1996（平成8）年11月に第2次橋本内閣が提唱した金融制度改革

②規制緩和・撤廃

- ・外為法の改正
- ・銀行と証券、生保と損保の業務の相互参入
- ・間接金融から直接金融へ

③3つの原則

フリー・フェア・グローバル

1. ビッグバン後の生命保険

・ビッグバンの歴史

	年月	主な解禁商品
第1次解禁	2001年04月	住宅関連信用生命保険
第2次解禁	2002年10月	個人年金 財形保険
第3次解禁	2005年12月	一時払終身保険 一時払養老保険 短期平準払養老保険
第4次解禁	2007年12月	定期保険 平準払終身保険 長期平準払養老保険 医療・介護保険

生命保険販売動向

- 販売傾向
- 販売対象顧客
- 販売体制
- 販売手法

銀行等保険募集先制限

- 銀行等は保険募集に一定の制限がある
 - 制限内容
 - ①事業性の融資を受けている法人・その代表者及び
個人事業主
 - ②勤務先の従業員数が50名以下で、その勤務先が
融資を受けている場合
- ※「特例地域金融機関」の場合、20名

生保販売のリング外の攻防

- 保険会社(職員・代理店)側の主張

- 銀行側の主張

日本経済新聞記事より

- 金融庁は銀行窓口での保険商品の販売規制を見直す方向で検討に入る。最大の焦点は、銀行が融資先の中小企業の従業員に保険を販売できないとしている規制を緩和するかどうか、だ。
- 銀行は保険を販売する際、顧客の勤務先が自行から融資を受けていないかどうかを確かめなければならない。融資先に勤務していれば、顧客が希望しても保険を売ることができない。
- 実際に投資信託では銀行窓販のシェアは5割を超えているが、規制の影響もあって生保商品では銀行窓販の割合は全体の約6%(件数ベース)、損保商品では1%未満(同)にとどまる。

(以上、2011年3月11日朝刊抜粋)

2. ビッグバン後の損害保険

• ビッグバンの歴史

	年月	主な解禁商品
第1次解禁	2001年04月	火災保険 海外旅行傷害保険
第2次解禁	2002年10月	
第3次解禁	2005年12月	個人向け保険 (自動車保険を除く)
第4次解禁	2007年12月	自動車保険

損害保険販売動向と今後

- 販売傾向
- 販売対象顧客
- 販売体制
- 販売手法

3. ビッグバン後の証券

• ビッグバンの歴史

年月	主な解禁商品
1997年10月	証券総合口座
1998年04月	外為法改正
1998年12月	銀行本体で投信販売開始
1999年10月	証券手数料完全自由化
2001年04月	銀行等保険業務取扱開始
2001年10月	確定拠出年金
2002年04月	ペイオフ解禁（定期預金は03年4月）
2005年10月	郵便局で投信販売開始
2005年12月	ラップ口座開始

どんな投信を販売しているのか

• 月刊投信販売上位5銘柄

	A行	B行	C行
1	米国低格付社債 (ブラジルリアル)	新興国低格付社債 (ブラジルリアル)	不動産 (米ドル)
2	債券 (豪ドル)	欧州低格付社債 (豪ドル)	新興国債券 (ブラジルリアル)
3	米国低格付社債 (米ドル)	米国低格付社債 (米ドル)	債券 (豪ドル)
4	新興国国債 (ブラジルリアル)	低格付社債 (主に米ドル)	低格付社債 (米ドル)
5	ブラジル債券 (ブラジルリアル)	新興国低格付社債 (資源国3通貨)	不動産 (世界)

(2011年5月1日~31日)

投信の販売動向

- 販売傾向
- 販売対象顧客
- 販売体制
- 販売手法

投信（債券）の確認方法

- 内容は‘販売資料’ではなく‘運用レポート’で確認する
- ‘分配金’は参考情報で
- 利益の源泉‘利回り’‘為替’‘信用力’
- ‘利回り’は‘直接利回り’より‘最終利回り’
- ‘為替’は過去‘6か月’と‘5年の’二つを見る
- ‘信用力’は投資適格債‘BBB-’が一応の基準
- コストは‘手数料’と‘信託報酬’
- ‘スイッチング’が使えるか否か
- アメリカの低金利が続く限り、日本投資家への恩恵は続く

4. 遺言信託

- 平成16年12月30日に改正信託業法施行（大正11年の制定以来、82年ぶりに全面改正）。
- 受託可能財産の制限が撤廃され、特許権や著作権などの知的財産権についても受託が可能となった。
- これまで金融機関に限定されていた信託業の担い手が拡大され、金融機関以外の方も信託業に参入することが可能となった。
- 信託契約代理店制度や信託受益権販売業者制度が設けられ、信託サービスの利用者の窓口が広がった。

遺言信託‘キラーワード’

- 遺産分割の話し合い、相続税納付、名義変更の手続きは想像以上の負担
- 遺言執行者となると、正当な理由がない限り辞任することができない（辞任する場合、裁判所の許可が必要）
- 税務相談（申告）に係る税理士業務・紛争解決のための弁護士業務は各専門家に（別途、お客様が費用を負担）
- 遺言執行費用の計算する「相続税評価額」は、課税価格の特例等の減額前の価格。債務は減額されず。
- 遺心伝心

遺言信託関連手数料①

• 遺言作成・保管時

	イ行	ロ行	ハ行
当初手数料	315,000円	315,000円 ※525,000円	210,000円
変更手数料	52,500円	52,500円	52,500円
遺言保管料	年5,250円	年6,300円	年6,300円 ※公正証書以外の場合

• 遺言執行時①

	イ行	ロ行	ハ行
最低報酬額	1,575,000円	1,050,000円	1,575,000円
銀行預り資産	—	0.315%	0.21%

遺言信託関連手数料②

• 遺言執行時②

	イ行	ロ行	ハ行
0.5億円以下の部分	2.0%	1.785%	2.1%
1億円以下の部分	1.5%	1.785%	1.575%
2億円以下の部分	1.0%	1.05%	0.84%
3億円以下の部分	0.8%	1.05%	0.84%
5億円以下の部分	0.6%	0.63%	0.525%
10億円以下の部分	0.5%	0.42%	0.42%
10億円超の部分	0.3%	0.315%	0.315%

• 2011年7月1日現在

遺言信託に付随するビジネス

- 金銭信託による「老後」のサポート
- 成年後見制度活用による「老後」のサポート
- 海外(米国)相続サポート

5. まとめ